

和歌山県スポーツ賞表彰規程実施要領

1 目的

この要領は、和歌山県スポーツ賞表彰規程（令和6年和歌山県告示第316号。以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、選考基準及び規程の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

2 表彰の実施心得

表彰に当たっては、よく功績の内容を検討審査し、厳格に実施しなければならない。

3 功績の評価要領

被表彰者の功績を評価するに当たっては、表彰の種類に応じて次の各号を適宜総合的に考慮するものとする。

(1) 功績の程度

(2) 本県スポーツの振興への貢献の程度

(3) その他評価に値する事項

4 被表彰者の選考基準

(1) 規程第2条第1項第1号から第3号までに定める表彰は、原則としてアマチュアスポーツに係る個人又は団体に対して授与するものとする。

(2) スポーツ功労賞は、次のいずれかの部門に該当する個人又は団体に対して授与する。

ア 特別功労部門 競技団体の運営、発展に尽力したもの

イ 優秀指導者部門 選手育成や県の競技力向上に尽力したもの

ウ サポート部門 スポーツを支える活動に尽力したもの

(3) スポーツ優秀選手賞は、スポーツ優秀選手賞（最優秀賞）とスポーツ優秀選手賞（優秀賞）の2種類とする。

(4) スポーツ優秀選手賞（最優秀賞）は、次に掲げる事項に該当する個人又は団体に対して授与する。

ア オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会又は世界選手権大会において8位以上の成績を挙げたもの

イ アジア競技大会、アジアパラ競技大会において3位以上の成績を挙げたもの

ウ 日本選手権大会、ジャパンパラ競技大会において優勝したもの

(5) スポーツ優秀選手賞（優秀賞）は、次に掲げる事項に該当する個人又は団体に対して授与する。

ア アジア競技大会、アジアパラ競技大会において4位から8位の成績を挙げたもの

イ (4)に定めるア、イの大会以外の国際大会において3位以上の成績を挙げたもの

ウ 日本選手権大会、ジャパンパラ競技大会において準優勝又は3位の成績を挙げたもの

エ 各種全国大会、各種全国障害者大会において優勝したもの

(6) (5)の規定にかかわらず、過去にスポーツ優秀選手賞（最優秀賞）を受けたものに対し、スポーツ優秀選手賞（優秀賞）は授与しないものとする。

5 対象期間

スポーツ優秀選手賞の対象となる期間は、表彰する年の前年1年間とする。

6 表彰者名簿

表彰者名簿を毎回作成し、企画政策局スポーツ課（以下「スポーツ課」という。）において保管する。

7 副賞

副賞は、次のとおりとする。ただし、特別な理由がある場合は、増額することができる。

スポーツ栄誉賞	10万円以内
スポーツ功労賞	5万円以内
スポーツ優秀選手賞（最優秀賞）	3万円以内
スポーツ優秀選手賞（優秀賞）	2万円以内

8 表彰の期日及び表彰状等の授与

(1) 規程第2条第1項第1号から第3号までに該当するものの表彰は、毎年2月に行うものとする。ただし、特別な理由がある場合は、随時行うことができる。

(2) 規程第2条第1項第1号から第3号までに該当するもののうち、死亡した個人又は団体を構成する者に対する表彰状又は副賞は、その遺族に交付する。この場合、遺族の範囲及び順位は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第57号）第2条2の規定を準用する。

9 表彰の申請

次の団体は、規程に該当するものがあると認められるときは、別記第1号様式から別記第4号様式までの該当する功績調書等をスポーツ課長に提出するものとする。

- (1) 公益社団法人和歌山県スポーツ協会に加盟する団体
- (2) 県内障害者スポーツを統括する団体
- (3) その他知事が特に認める団体

10 表彰の事務

規程による表彰の事務は、スポーツ課において行う。

附則

この要領は、平成25年3月22日から施行する。

附則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。